

京都大学遺失物取扱基準 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>第2条 本学構内（生活協同組合、財団法人和進会及び職員宿舎（看護師宿舎を除く。）を除く。）において拾得した遺失物の届出は、拾得場所の最寄りの部局事務室または門衛所（以下「部局事務室等」という。）において受理するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第6条 本部、北部、西部、吉田南、医学部、薬学部、病院、<u>人文科学研究所附属漢字情報研究センター</u>、基礎物理学研究所・数理解析研究所共同利用宿泊施設、国際交流会館本館、清風会館、<u>熊野寮</u>、<u>アメリカンフットボール部クラブハウス</u>及び清風荘の各構内（以下「本部地区」という。）に所在する部局事務室等は、遺失物を受理した日から3日を経過しても遺失者が判明しないときは、速やかに当該遺失物に遺失物送付書（別紙様式5）を添えて契約・資産事務センターへ送付すべきものとする。ただし、下記に該当する遺失物については、受理後速やかに送付すべきものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条 契約・資産事務センター又は本部地区以外に所在する部局事務室等は、警察署へ引き渡した職員等拾得物で警察署の公告後<u>6</u>か月を経過しても遺失者が判明しないものについては、当該遺失物を引き渡した警察署にその返還を請求するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>別紙様式1 (略)</p> <p>別紙様式2 } (略)</p> <p>別紙様式4 }</p> <p>別紙様式5 } (略)</p> <p>別紙様式6 }</p>	<p>第2条 本学構内（<u>ラ・トゥール</u>、<u>ナチュラル・ローソンセレクトション</u>、生活協同組合、財団法人和進会及び職員宿舎（看護師宿舎を除く。）を除く。）において拾得した遺失物の届出は、拾得場所の最寄りの部局事務室または門衛所（以下「部局事務室等」という。）において受理するものとする。</p> <p>第6条 本部、北部、西部、吉田南、医学部、薬学部、病院、<u>人文科学研究所附属東アジア人文情報学研究センター</u>、基礎物理学研究所・数理解析研究所共同利用宿泊施設、国際交流会館本館、清風会館及び清風荘の各構内（以下「本部地区」という。）に所在する部局事務室等は、遺失物を受理した日から3日を経過しても遺失者が判明しないときは、速やかに当該遺失物に遺失物送付書（別紙様式5）を添えて契約・資産事務センターへ送付すべきものとする。ただし、下記に該当する遺失物については、受理後速やかに送付すべきものとする。</p> <p>第9条 契約・資産事務センター又は本部地区以外に所在する部局事務室等は、警察署へ引き渡した職員等拾得物で警察署の公告後<u>3</u>か月を経過しても遺失者が判明しないものについては、当該遺失物を引き渡した警察署にその返還を請求するものとする。</p> <p>附 則</p> <p>この基準は、平成21年6月10日から実施する。</p> <p>別紙様式1 (別 添)</p> <p>別紙様式2 } (同 左)</p> <p>別紙様式4 }</p> <p>別紙様式5 } (別 添)</p> <p>別紙様式6 }</p>

別紙様式1

遺失物明細簿

届出受理	(部局名)		(氏名)			
	平成	年	月	日	午前 午後	時 分頃
拾得物	拾得物件	現金	(総額)	円	(内訳)	円 枚
		物品	(品名)	(数量)	(特徴)	円 枚
内容	拾得日時	平成	年	月	日	午前 午後
	拾得場所	京都大学 構内				付近
	拾得者	住所				
		氏名		連絡先		
権利区分	有権		棄権		失権	
遺失者受理欄	上記の物件を受領いたしました。 平成 年 月 日 (住所) (氏名)					

遺失物送付書

(送付年月日) 平成 年 月 日

届出受理	(部局名)		(氏名)				
	平成	年	月	日	午前 午後	時 分頃	
拾得物	拾得物件	現金	(総額) 円	円 円 円 円 円	(内 枚 枚 枚 枚 枚)	円 円 円 円 円	枚 枚 枚 枚 枚
		物品	(品名)	(数量)	(特徴)		
内容	拾得日時	平成	年	月	日	午前 午後	時 分頃
	拾得場所	京都大学 構内					付近
	拾得者	住所					
		氏名			連絡先		
権利区分		有権	棄権		失権		

